破産手続終結及び免責許可決定

平成２２年（フ）第４６３号
鹿児島県鹿児島市明和３丁目30番８号
破産者　丸野　好章
1　決定年月日　平成23年８月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第５９号
鹿児島県鹿児島市東千石町５番14号
破産者　飯山　信弘
1　決定年月日　平成23年８月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第９３号
静岡県伊豆市門野原391番地の１、前住所静岡県賀茂郡東伊豆町奈良本1271番地の２　熱川グリーンホテル粋光内、前々住所静岡県富士市蓼原237―１　レオパレスＦＯＲＴＬＥＥ109号室
破産者　前田　大介
1　決定年月日　平成23年８月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第３６８６号
愛知県大府市若草町３丁目95番地　シャルマン若草205号
破産者　石川　　毅
1　決定年月日　平成23年８月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３２４４号
神奈川県大和市下鶴間1535番地３　ウィングフルールＢ101、開始決定時の住所神奈川県大和市下鶴間1600番地３　ハーフティンバー205号
破産者　秋田　俊文
1　決定年月日　平成23年８月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３４５６号
横浜市西区久保町７番８号
破産者　前田　義晴
1　決定年月日　平成23年８月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１９４号
横浜市旭区川井本町22番地
破産者　石井　亮一
1　決定年月日　平成23年８月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６９５号
横浜市港南区笹下１―７―38　ヒルズトップ笹下Ｂ202、住民票上の住所横浜市港南区大久保２丁目７番１号　ライオンズマンション上大岡第11―109
破産者　金子　俊美
1　決定年月日　平成23年８月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９８４号
川崎市宮前区野川176番地　パラマウント矢上Ａ―４
破産者　大谷　俊彦
1　決定年月日　平成23年８月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第８４号
川崎市中原区今井南町900番地　ハイムシルビア102
破産者　尾原　明人
1　決定年月日　平成23年８月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第２２０１号
京都府綴喜郡井手町大字井手小字南溝10番地の１
破産者　吉仲　淑**緑**
1　決定年月日　平成23年８月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第３５１号
山口市阿知須8419番地
破産者　岡田　春一
1　決定年月日　平成23年８月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２３年（フ）第４７１号
広島県呉市安浦町安登西８丁目11番８号、開始決定時の住所広島市安佐南区上安５丁目28番７号
破産者　ＡＳ　ＷＡＴＡＮＡＢＥこと　渡邉　毅
1　破産債権の届出期間　平成23年９月９日まで
2　一般調査期日　平成23年11月14日午後４時
平成23年８月10日
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２１１号
札幌市南区澄川３条４丁目７番39号
破産者　新村　実晴
1　破産債権の届出期間　平成23年９月12日まで
2　一般調査期日　平成23年10月31日午後２時30分
平成23年８月11日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１２号
秋田県仙北郡美郷町上深井字矢矧殿53番地
破産者　伊藤　　崇
1　破産債権の届出期間　平成23年９月16日まで
2　一般調査期日　平成23年10月20日午前10時30分
平成23年８月11日　秋田地方裁判所大曲支部

平成２２年（フ）第２０５７号
京都府木津川市大字市坂小字向山14番地の２
破産者　京奈建設株式会社
1　破産債権の届出期間　平成23年９月16日まで
2　一般調査期日　平成23年10月19日午後１時30分
平成23年８月11日
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第６１号
愛媛県四国中央市川之江町3149番地の17
破産者　株式会社サンエイ
1　破産債権の届出期間　平成23年９月16日まで
2　一般調査期日　平成23年10月17日午前10時30分
平成23年８月11日　松山地方裁判所西条支部

平成２３年（フ）第１０１号
愛媛県宇和島市坂下津甲407番地23
破産者　株式会社清水建材店
1　破産債権の届出期間　平成23年９月30日まで
2　一般調査期日　平成23年11月10日午前11時30分
平成23年８月11日　　松山地方裁判所